

春季休業中の感染拡大防止の取組について

宮崎県内では3月2日以降新規感染者は確認されず、県内の感染は沈静化しています。さらに昨日、1都3県に出されていた「緊急事態宣言」も解除されました。しかし、県外においては、依然として多くの感染者が出ています。変異型ウィルスの脅威も忘れてはなりません。

3月末から4月初めの時期は、全国的に人の移動が多くなる時期にあたるため、県も3・4月を「感染拡大防止強化月間」に指定し、県外からの感染持ち込みリスクを防止しようと、感染が拡大している地域との往来の自粛、歓送迎会の自粛、マスク着用・三密回避を含む「新しい生活様式」の徹底、会食における「みやざきモデル」の徹底などを訴えています。

春季休業中は、県外との往来や来県者との交流などの機会が増えると思います。引き続き、感染への危機感を持ち、感染対策の徹底をお願いします。また、少しでも体調に異変のある場合は、すぐに身近な医療機関の受診をとった行動実践をお願いします。

万が一、感染もしくは感染が疑われる事態となった時は、担任もしくは学校に連絡をお願いします。

3月19日に県教育委員会から、今後の運動・文化部活動の他校との交流について、

- 県外他校との交流については、慎重な判断のもと実施できることとする。ただし、感染拡大地域及び感染流行地域との交流は行わないこと。
- 宿泊について
 - ・ 県内外における宿泊を伴う活動については、慎重な判断のもと行うことができる。
 - ・ 宿泊を伴う活動を行う場合には、保護者・生徒の承諾を得ること。
 - ・ 移動時やマスクをはずしての食事等における感染防止に細心の注意を払い、十分な対策を講じること。
 - ・ 感染拡大地域及び感染流行地域での宿泊は行わないこと。

との通知が発出されました。

今後、県内外他校との交流は可能になりますが、引き続き感染防止対策の徹底が必要です。本校では、感染防止対策に十分配慮し、各種活動を行います。生徒・保護者で十分に確認していただき、その上で部活動への参加についてご検討ください。感染への不安などがある場合は、その旨を部顧問にお伝えいただき、参加を控えてください。

【参考：具体的な確認事項】※1/20付県教育委員会からの通知より

- **健康状態の確認の徹底**……活動前の健康状態(発熱等の風邪症状の有無等)の確認を徹底すること。また、生徒本人はもちろんのこと、家族に体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合は、部活動の参加を見合わせる。その際、保護者への理解を十分に得ておくこと。
- **手洗いの徹底**……活動の開始前や終了後だけでなく、活動の合間にもこまめに行うこと。
- **飛沫感染の防止対策**……場面に応じて活動中もマスクを着用すること。なお、マスクを外す場合には、生徒同士が近距離で大声を出す活動等を控えさせるなど、飛沫感染の防止を徹底すること。
- **共有する用具等の消毒**……器具やボール等、複数の生徒が共有する用具のこまめな消毒を行うこと。
- **タオル等の貸し借りの禁止**……水分補給用のボトルやコップ、タオル等は、個人使用とし、貸し借りや共有をしないこと。
- **屋内の換気の徹底**……屋内での活動については、扇風機等を活用するなど、換気を十分に行うこと。
- **密集を避ける行動**……部室や更衣室等、狭い空間を使用する場合には、短時間の使用とし、密集を避けること。
- **対面での食事の禁止**……食事をする場合には、対面を避けるとともに座席間隔を空け、会話を控えること。なお、食事後の歓談時には、必ずマスクを着用すること。さらに部活動終了後、生徒同士で食事をすることを特に控えること。

この確認事項は、部活動時に限らず、学校生活全般において注意すべきこととなります。全員で、本校において感染を拡げないための行動をとりましょう。